

【諮問（個人）第150号】

26川情個第19号
平成26年10月10日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 青柳幸一

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成25年8月26日付け25川財みこ第112号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年7月17日付けで川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「市税口座振替納付（自動振込）届」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、同年7月24日付けで、文書不存在を理由に拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、同年8月7日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第150号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

- (1) 平成25年8月7日付け異議申立書における主張要旨

本件処分は、本件請求時の異議申立人と川崎市担当職員の解釈の違いによるものであって、「異議申立人の物＝住所（〇〇区〇〇）」に固執したものである。

- (2) 平成26年1月17日実施の口頭意見陳述における主張要旨

ア 過去に、〇〇区△△に居住していた際、市税口座振替納付を申し込んだことがあり、実際、口座から引き落とされていた。

イ 平成13年に〇〇区〇〇から同区△△に転居し、区役所で住所異動の手続を行った。その後、平成21年から、実際には以前居住していた〇〇で生活していたが、住所異動の届出を行わなかったため、住所は平成25年9月まで△△のままだった。保有個人情報開示請求書に記入した住所は〇〇であり、市税口座振替納付を申し込んだ時の住所は△△である。

ウ 本件請求時に、表面に△△の住所、裏面に〇〇の住所の記載がある運転免許証を担当者に見せた。川崎市では、コピーを取らずに提示するのみだった。

4 実施機関の主張要旨

平成25年10月15日付け処分理由説明書及び平成26年3月18日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 保有個人情報開示請求時の本人確認については、運転免許証等の提示を求めている。本件請求では、総務局行政情報課情報公開担当において、保有個人情報開示請求書に記載された氏名及び住所と、異議申立人が提示した運転免許証に記載された氏名及び裏面に記載された現在の住所を照合し、本人であることを確認した。なお、本人確認書類の提示については、請求者が本人であることを確認するために求めているため、本人確認書類の写しを取ることは行っていない。
- (2) 本件請求の対象公文書である口座振替納付届兼取消届（以下「口座振替納付届」という。）は、川崎市税の口座振替納付制度の利用や取りやめのために、納税者が取扱金融機関を通じて提出する書類であり、その内容は、口座振替納付を依頼する金融機関情報、納税者の住所、氏名、電話番号等である。なお、口座振替納付届は、その内容（口座情報等）を川崎市市税システム（以下「市税システム」という。）に入力した後、五十音順（氏名）にして綴り、30年間保存している。
- (3) 異議申立人からの保有個人情報開示請求書に基づき、市税システムの「口座組合検索処理」により、異議申立人の氏名（漢字、フリガナ）で検索したが異議申立人の住所に一致する者は存在しなかった。また、住所から異議申立人と一致する者を見つけることもできなかった。さらに、口座振替納付届についても確認したが、異議申立人と一致する者はいなかった。また、異議申立人は、本件請求時の異議申立人と川崎市担当職員の解釈の違いや「異議申立人の物＝住所（〇〇区〇〇）」に固執したものと主張しているが、上記の方法により詳細な検索を行った結果、本件請求に係る保有個人情報を保有していないことを確認している。
- (4) 以上のことから、異議申立人に該当するデータ及び紙文書は存在せず、開示請求に係る保有個人情報は保有していないため、拒否処分を行ったものである。
- (5) 保有個人情報開示請求書に電話番号の記載があれば、書き間違いがないか等の確認をすることができたが、当該請求書には電話番号の記載がなく、電話での連絡ができなかった。

5 審査会の判断

- (1) 本件請求時の異議申立人の現住所と対象公文書記載住所の不一致

異議申立人は平成25年7月17日に、実施機関に対して、異議申立人の市税口座振替納付（自動振込）届の開示請求を行った。

異議申立人は、昭和47年頃より〇〇区の住民であり、当初、〇〇区〇〇に居住していたが、平成13年に〇〇区△△へ転居し、その後平成21年に〇〇区〇〇へ転居した。

異議申立人が本件請求を行ったのは、〇〇区〇〇に転居した後であったが、異議申立人が口座振替納付届を提出した際の異議申立人の住所は、〇〇区△△である。しかし、本件請求時には、異議申立人は本件保有個人情報開示請求書の住所欄に、〇〇区〇〇の住所を記載し、実施機関に請求を行っていた。

(2) 実施機関の情報管理体制及び検索手続

実施機関は紙文書である口座振替納付届を五十音順で保管しており、その内容（口座情報等）は、市税システムに入力して管理している。

氏名・住所は、市税システムに登録されているものと一致している必要があるところ、実施機関は、本件請求を受けて、市税システムにて以下の順序により検索を行った。①氏名（漢字、フリガナ）で検索すると該当データは存在したが、住所が一致する者がいなかった。②住所で検索したが、該当者が存在しなかった。

その上で、③口座振替納付届を氏名から探したが、住所が一致する者が存在しなかった。

(3) 本件処分における実施機関の判断の合理性

本件は、実施機関の市税システムに入力された異議申立人の住所と、本件保有個人情報開示請求書に記載された異議申立人の住所とが異なることから、実施機関が異議申立人の請求する保有個人情報を検出することができなかったという事案である。このような場合、保有個人情報開示請求の際に、請求人が記載の上、実施機関宛に提出する「保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求書」（第8号様式）における「請求に係る保有個人情報の内容」欄に請求に係る住所の記載がない限り、若しくは請求人自らが他の何らかの手段によって申し出ない限り、実施機関は同請求書の住所欄記載の請求人の住所に基づき検索を行うのであって、実施機関にはそれ以上に対象公文書を探索すべき法的義務はない。

上記の検索手順により対象公文書を検出できなかったため、実施機関は、本件請求に対して文書不存在を理由とする拒否処分を行った。対象公文書を検出するため上記市税システム及び口座振替納付届による検索を行ったこと、及び上記手順により検索を行ったことについて不合理な点はない。上記記載住所の補正等について、実施機関は異議申立人に対し郵便等で連絡することはなかったが、そのことが違法とまではいえない。したがって、実施機関の行った文書不存在の判断は妥当なものである。

(4) 結論

以上により、本件請求に対して実施機関が行った文書不存在による拒否処分は

妥当である。

以上の理由により、前記 1 に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青 柳 幸 一

委員 飯 島 奈津子

委員 植 村 京 子

委員 三 浦 大 介